

四万十市監査委員告示第3号

地方自治法第75条第1項の規定に基づく四万十市事務監査請求書を令和7年3月3日付で受理したので、同法施行令第99条において準用する同令第98条第1項の規定により、請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和7年3月3日

四万十市監査委員 伊勢脇 敬三



四万十市監査委員 林 大三郎



四万十市監査委員 平 野 正



1 請求代表者の住所氏名

住 所	氏 名
四万十市下田1525番地	岩瀬 幸吉
四万十市中村東町1丁目2番18号	永野 和久
四万十市名鹿303番地9	渡辺 晶弘
四万十市実崎1196番地1	田中 全
四万十市実崎1196番地1	田中 登紀子
四万十市井沢1031番地4	小椋 茂昭
四万十市入田3588番地	上田 明德
四万十市下田1422番地	宮崎 啓介
四万十市具同6675番地	下八川 光代
四万十市具同5822番地	橋田 詔子
四万十市有岡557番地2	山下 眞弓
四万十市竹島896番地1	宮村 由美
四万十市西土佐江川崎925番地	川村 喜美
四万十市敷地693番地1	山崎 澄子
四万十市山路455番地	谷 恵子
四万十市楠島1168番地3	山本 い久
四万十市具同7510番地51	川渕 誠司
四万十市具同田黒1丁目10番8号	上岡 橋平
四万十市具同田黒1丁目10番8号	上岡 直美
四万十市平野2926番地	山本 ゆかり
四万十市古津賀3434番地	上岡 春香
四万十市下田4310番地	川田 生瀬香
四万十市具同8588番地209	川村 梢
四万十市中村東町2丁目2番17号	河渕 真紀
四万十市具同7729番地	高橋 経子
四万十市岩田178番地21	山戸 満
四万十市名鹿303番地9	渡辺 眞喜子

2 請求の要旨（請求書記載の原文のとおり）

四万十市(市)の看護大学誘致計画は、旧中医学研究所と学校再編計画に合意のなかった下田中学校を利用して、学校法人京都育英館(法人)が、令和5年4月に開学する(仮称)京都看護大学四万十看護学部(新学部)の設置に要する費用を予算の範囲(10億円)において補助する計画であった。しかし、文部科学省(文科省)から令和4年8月23日に申請書類に対し意見が附され、同年10月17日に設置許可基準に規定する「学生確保の見通しについて合理的な説明がされていない」との理由から認可不可の見込み通知を受けている。

本件に係る公開された行政情報、議会記録及び文科省の情報等により、以下のことが明らかになった。

学生確保の見通しは、法人が実施した入学希望調査結果報告書(R3.8月)を基に、法人から受験希望者252名を以って認可可能とした想定判断を議会報告し、文科省が審査対象としている「入学の意思が確認出来る」入学希望者34名は報告をしていない。すなわち、文科省の認可不可となる可能性がある知り得る情報を確認せず、大学誘致事業を実施したこと。

令和4年6月議会で、国の補助金を追加した事業計画の総額のうち、備品購入費の約2億円は法人が負担すると報告しながら、備品購入費を含む下田中学校改修工事契約(契約額5.5億円)について、開学までの工期不足を理由に同年9月5日先議をかけた。ところが、先議に先立つ8月24日、市長は市長室で法人から「文科省から意見が附された」旨の報告を受けている。しかし、この政策判断に係る重要な報告についてその行政情報が「不存在」であること。

法人への補助金3.2億円は、「文科省の認可」を交付条件として、市長特認で概算払いしたが、精算処理が完了していない。公金の支払原則は後払いであるが、概算払いの理由が明確でないこと。

新学部の認可申請には、校地・校舎の無償使用貸借契約書(令和4年4月1日付)が必要となり、令和3年7月に臨時教育委員会を開催し、最長で2年間、下田中学校を小学校に移転することを決定した。これは、大学新学部認可の見込み確認を行わず、教育長が管理すべき行政財産である下田中学校の用途廃止行為を行ったものであり、教育長は善良な管理者としての注意義務を果たしていないこと。

これら一連の事務の執行は、地方公共団体として適正な事務の執行ではなく、事務監査を請求します。